自由法曹団東京支部

支部ニュース

2026年10月号　NO.634

〒112-0014 東京都文京区関口1-8-6ﾒｿﾞﾝ文京関口Ⅱ202号
TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257　発行 自由法曹団東京支部



＜サマーセミナー特集号 Part.2＞

●サマーセミナー２日目議事録（パネルディスカッション）
●９月開催 拡大幹事会 in 三多摩法律事務所のご報告・・・・・・・・・・・・・・幹事長　久保木　亮介

サマーセミナー特集号

先月号に引き続き、サマーセミナー特集をお届けいたします。
本号では、パネルディスカッションの内容を中心にご紹介いたします。
本特集が、当日参加できなかった皆さまとの情報共有の一助となれば幸いです。



Part.2



第１パネルディスカッション「弁護団の作り方」

１　各弁護団の概要報告

柏木事務局次長の司会により、パネルディスカッションが始まりました。はじめに、三澤団員、青龍団員、鈴木団員から、それぞれが携わる弁護団事件の概要について報告がありました。

⑴　スクールカウンセラー雇止め事件（三澤団員）

東京都のスクールカウンセラー約２５０名が雇止めに遭い、そのうち１０名が取消

しを求めて２０２４年に提訴した事件です。

スクールカウンセラーは、従来、特別職非常勤職員として１年ごとの任用を繰り返しており、特別な試験や面接もなく更新されてきました。原告の中には２６年間勤務した方もおり、皆が雇用の継続を当然と考えていました。

ところが、２０２０年の会計年度任用職員制度への移行に伴い、東京都独自のルールとして再度の任用は「４回・５年」が上限とされ、上限に達した者は新規採用と同様の公募を受けることになりました。その結果、２０２３年１２月の公募面接で約２５０名が雇止めとなり、原告ら１０名が労働組合を通じた団体交渉を経て提訴するに至りました。

⑵　高江機動隊派遣住民訴訟（青龍団員）

２０１６年、沖縄県東村高江で米軍ヘリパッド建設に反対する住民らが非暴力の座り込みを続ける中、その排除のために全国から５００名以上の機動隊が派遣され、沖縄県警を含め約１０００名の警備体制が敷かれました。

警視庁からも多数の機動隊員が派遣され、その根拠は警察法６０条に基づく援助要請でした。この派遣に伴う給与等の公金支出が違法であるとして、東京都の住民らが住民監査請求を行い、住民訴訟を提起した事件です。

⑶　「結婚の自由をすべての人に」訴訟（鈴木団員）

同性カップルの結婚が認められていないことが憲法違反であるとして、国家賠償を求める訴訟です。２０１９年２月に札幌、東京、名古屋、大阪の４地裁で一斉に提訴され、その後、福岡と東京第二次訴訟が加わりました。

弁護団が「同性婚訴訟」ではなく「結婚の自由をすべての人に」訴訟という名称を用いるのは、特別な結婚制度の創設ではなく、すべての人が現行の結婚制度を利用し、結婚するか否かを自由に選択できるようにすることを求めているからです。

地裁では大阪地裁を除き違憲ないし違憲状態との判断が示され、高裁でも札幌、東京第一次、福岡、名古屋、大阪で違憲判決が続きましたが、東京第二次訴訟では合憲判決が出されました。全事件が上告され、今年３月に最高裁大法廷に回付されましたが、弁論期日は未定とのことです。

２　弁護団の成り立ち

⑴　三澤団員

三澤団員は東京自治労連弁護団に参加しており、以前、公共一般労組のＣＡＤ講師雇止め事件を担当したつながりから、スクールカウンセラー事件の弁護団にも声がかかったとのことです。

⑵　青龍団員

青龍団員は、２０１６年９月頃、司法修習の同期４人で沖縄を訪れ、高江での座り込みに参加しました。機動隊によって住民らが強制排除され、その後、大型トラックが次々と建設現場に入っていく様子を目の当たりにし、法律の力で何とかできないのかという無力感を抱いたと振り返りました。

この体験を支部ニュースに投稿したところ、同じ号に高江問題について寄稿していた高木一彦弁護士から「一緒にやろう」と声がかかり、弁護団に参加することになりました。

東京支部や三多摩の団員にも広く参加を呼びかけ、住民監査請求では請求人３１４名、代理人６４名、住民訴訟では原告１８４名、代理人６４名という大規模な体制となりました。原告の中心は、以前から沖縄の基地問題に取り組んできた市民らでした。

⑶　鈴木団員

鈴木団員は、司法修習生の時に七月集会で同性婚訴訟をテーマとする企画を開催し、弁護団の弁護士や原告と知り合ったことがきっかけで、弁護士登録後に参加しました。

弁護団には自由法曹団や青法協の会員だけでなく、企業法務系の弁護士など多様な人々が参加しています。もともとは日弁連への人権救済申立てを行った弁護士らが、

現在の弁護団の骨組みとなっているとのことです。

3　訴訟の進行状況と弁護団の活動

⑴　三澤団員

スクールカウンセラー事件では、これまで７回の期日が開かれましたが、現在は文書提出命令の申立てに伴い、本訴が一旦停止しています。

弁護団は、公募面接の公正さを検証するため、面接要領、合否判定基準、原告１０名の判定表に加え、従前の勤務評定の提出を求めました。東京都は採否を面接のみで判断したと主張していますが、長年勤務してきた原告らの勤務実績を評価対象としないことは不合理であると主張しています。

文書提出命令の申立ては４文書とも却下されたため、現在は東京高裁で抗告審が進行中です。その結論を待って立証段階に進む予定とのことです。

⑵　青龍団員

高江訴訟は、東京地裁、東京高裁、最高裁のいずれでも請求が認められず、既に終結しています。

青龍団員は、勝訴が難しいことを承知の上で提訴したと述べ、沖縄の基地問題を沖縄だけの問題とせず、東京の裁判所で基地被害や警察権力による強制排除の実態を明らかにすること、東京都監査委員会の審理の問題点を明らかにすることにも意義があったと振り返りました。

訴訟には住民訴訟に精通した弁護士の協力を得るとともに、愛知、福岡、沖縄の同種訴訟とも連携しました。東京地裁では最大規模の１０３号法廷が毎回満員となり、期日後には大規模な報告集会が開催され、メディアにも取り上げられました。

青龍団員自身も、機動隊による排除の様子を撮影した動画を法廷で再生しながら証人尋問を行いました。また、現地住民の証人尋問を通じて沖縄の生の声を裁判官に届け、控訴審では当時の警視庁警備部長に対する反対尋問も実現しました。

弁護団の訴訟活動と並行し、原告団や支援者は公正な判決を求めるハガキ運動などを展開し、裁判を社会的な運動としても広げていきました。

⑶　鈴木団員

「結婚の自由をすべての人に」訴訟では、最高裁大法廷での審理に向けて準備を進めています。弁論期日や持ち時間などが未定の中、原告の誰に何を話してもらうかなど、弁護団内で検討しているとのことです。

4　弁護団活動と通常業務の両立

ここから司会が小河事務局次長に交代し、若手弁護士にとっての大きな関心事である、弁護団活動と通常業務の両立について質問がありました。

三澤団員は、弁護団事件も通常事件の一つとして位置付け、担当部分について優先順位をつけて取り組んでいると述べました。弁護団では仕事を分担できる一方、余裕がない時には参加を断ることも重要だと指摘しました。

青龍団員も、弁護団事件と通常事件を一緒にスケジュール管理し、書面提出や会議の日程、業務の繁閑を見ながら進めていると説明しました。

鈴木団員は、原告のカップルごとに３名の担当弁護士がつく体制を紹介しました。自身は一組のカップルを担当し、意見陳述の準備、陳述書の作成、主尋問などを行いました。憲法論の調査研究を担当する場合には負担がさらに大きかったと思われるものの、自身の場合は原告とのやり取りに多くの時間を費やしたとのことです。

5　弁護団・原告団の組織と維持

三澤団員は、原告１０名が裁判に慣れていなかったため、当初は原告団としての一体感や裁判への参加意識を持ってもらうことが重要だったと述べました。そのため、組合を中心に定期的な原告団会議や支援集会を開催し、弁護士も積極的に参加しています。また、重要な局面では記者会見を行い、社会的な関心を維持するよう努めています。

青龍団員は、高江訴訟では原告らが以前から組織的な活動に取り組んでいたため、原

告団の組織化に苦労はなかったと述べました。弁護団会議には原告の中心メンバーにも参加してもらい、期日の進め方や集会、記者会見などについて情報共有と協議を重ねました。

鈴木団員は、全国の弁護団間で連絡ツールを活用し、東京弁護団でも月１回程度のZoom 会議を継続していると説明しました。新たに参加する弁護士がいる一方、仕事が忙しくなって活動から離れる人もおり、継続して参加するコアメンバーが運営を担っています。

原告との意思疎通については、定期的な会議、期日報告会、記者会見などを通じて参加意識を維持しています。また、Marriage For All Japan などの支援団体と連携し、院内集会など裁判外の活動にも取り組んでいます。

6　印象に残っていること・やりがい

三澤団員は、弁護団では他の事務所の弁護士の仕事ぶりを学べることが大きな魅力だと述べました。初めて参加した堀越事件では、他事務所の弁護士に反対尋問の作り方から教えてもらい、実践を通じて成長することができました。

また、複数の弁護士で議論しながら方針を決め、書面を作成することには、一人で事件を担当する場合とは異なる安心感があります。弁護団で築いた人脈から次の事件への参加につながり、自身も堀越事件から社会保険庁関係、国家公務員、地方公務員の事件へと活動が広がっていったことを紹介しました。

青龍団員は、宮里邦雄弁護士という大先輩と一緒に事件に取り組めたことが印象深かったと述べました。国家権力に対して厳しい姿勢を貫きつつ、訴訟手続では柔軟に対応する姿勢や、沖縄の歴史に関する話を直接聞けたことも貴重な経験でした。他事務所の弁護士とともに活動することは、仕事の進め方を学び、人とのつながりを広げる上で有意義であると語りました。

鈴木団員は、この訴訟は日本の社会制度を変える可能性を持つ歴史的な裁判であり、大きな責任とやりがいを感じていると述べました。

特に、原告の人生全体を丁寧に聞き取り、それを証拠化して意見陳述や準備書面、尋問へとつなげていく経験が印象深かったとのことです。原告がどのように生き、苦労し、パートナーとの関係を築いてきたのかというライフヒストリーそのものが、結婚の自由を求める重要な論拠となります。人の話を聞き、それを裁判で表現するという弁護士の仕事の根幹に取り組めたことが、大きな学びになったと振り返りました。

7　班別討議への移行

パネルディスカッションの終了後、参加者は各班に分かれて討議を行いました。各班には次長が進行役として入り、若手の意見を中心に、ベテラン団員の経験も交えながら議論を進め、最後に各班から報告することとなりました。



1　１班の報告

１班では、小河次長の司会のもと、７７期の阪本団員、三品団員、７６期の今嶌団員を中心に、弁護団活動の課題や若手弁護士の実務上の悩みについて議論しました。

弁護団の運営資金の調達方法として、クラウドファンディングの積極的な活用が話題となりました。また、若手弁護士が直面する事件数の確保や売上向上など、事務所経営上の課題についても意見が交わされました。

業務過多による健康への影響についても議論され、健康を害すれば依頼者にも迷惑がかかることから、十分な休息を取り、業務を適切にコントロールすることの重要性が確認されました。

2　２班の報告

２班では、柏木次長の司会のもと、７８期の小林団員と皆川団員の質問を中心に議論が進められました。

弁護団の立ち上げには、個人からの相談、労働組合からの持ち込み、弁護士による原告の募集、既存の社会運動からの発展など、多様な経緯があることが紹介されました。

また、組織化されていない原告団への対応について、定期的な説明会などを通じて丁寧に情報共有を図り、原告や支援者、地域住民と直接対話して信頼関係を築くことの重要性が確認されました。

3　３班の報告

３班では、田中次長の司会のもと、７８期の鈴木団員と井上団員の質問や実践例を中心に議論しました。

弁護団内で意見が分かれた場合、特に和解の局面などでは原告団の意向を尊重し、丁寧に調整することが重要であると共有されました。

また、井上団員から、投票権侵害訴訟を立ち上げる際、専門の弁護士に自ら直接連絡を取った経験が紹介され、依頼を待つだけでなく能動的に行動することの大切さが示されました。

さらに、薬害訴訟やヘイトスピーチ問題などを例に、先輩弁護士らが積み重ねてきた準備書面や訴訟方針など、書籍からは得られない実践的なノウハウを学べることが、弁護団活動の大きな魅力であると語られました。

4　４班の報告

Ｗｅｂ参加者を含む４班では、７８期の内藤団員やロースクール生の質問を中心に議論が行われました。

弁護団や原告団の中で活動への意欲に温度差が生じる問題については、意見陳述の機会を設けたり、街頭宣伝などで当事者と行動を共にしたりすることが、一体感を保つ上で重要であるとの助言がありました。

また、ワークライフバランスについても質問がありましたが、仕事中心の働き方を経験してきた世代から、現代的な観点で十分な助言を示すことができなかった点が課題として挙げられました。

5　講師の総括

⑴　三澤団員

今回の企画を機に自身の弁護団活動を振り返り、これまでの経験が着実に自分自身の成長につながっていたことを改めて実感できたと述べました。

⑵　青龍団員

沖縄の基地問題に対する東京からの支援の重要性を訴えるとともに、通常事件・弁護団事件を問わず、現場に足を運び、当事者や地域の生の声を聞くことが何より大切であると強調しました。そうした経験から生まれる問題意識や人との出会いが新たな活動につながるとして、若手弁護士に積極的な行動を呼びかけました。

⑶　鈴木団員

弁護団活動では、途中で参加者が離れていく難しさもあるものの、少人数でも粘り強く活動を継続してきた経験を振り返りました。事件の終結が見えつつある中、最後まで責任を持って取り組みたいとの決意を述べました。

6　閉会の辞

体調不良で欠席した久保木幹事長に代わり、舩尾事務局長から２日間のセミナーの総括がありました。

今回のセミナーでは、従来の堅い企画から趣向を変えてＥｒｉさんをゲストに招いたことに触れ、弁護士も過去の成功体験や先輩の方法を踏襲するだけでなく、人を惹きつけるための新たな工夫を重ねる必要があると述べました。

「弁護団の作り方」についても、昨年の大規模集団訴訟を担う弁護士による企画から

一歩進め、若手にも身近な実践を共有できる内容を目指したと振り返りました。
　厳しい情勢の中でも、各地域の活動や経験を共有できたことは大きな励みとなったと総括し、今回得られた知見や議論を活かして、東京支部の運動をさらに発展させていこうと呼びかけ、２日間のセミナーを締めくくりました。



全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ　**『弁護士休業サポートプラン』**
団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長　（2つの制度共通）
■保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
■ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要　※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
■国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】
●病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。　※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
●無事故のときは保険料の20%を返れいします。
●支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただきます。
●入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン（入院による就業不能時追加補償特約）をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞　スタンダードプラン（A型）、団体割引25%、保険期間1年、職種級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢＼対象期間	1年	2年
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

＋

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険（GLTD）】
●病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。　※医師の指示に基づく自宅療養も対象
●所定の精神障害(認知症含む）による就業障害も補償します。
※最長2年間
●長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞　団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢＼支払対象外期間	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞
株式会社宏栄　担当：大枝・西山・岩崎
〒107-0062　東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで）

＜引受保険会社＞
損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338　東京都新宿区西新宿1－26－1
TEL：050-3808-5528　FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（SJ26-12738　2026年9月1日）



９月開催　拡大幹事会 in三多摩法律事務所のご報告

幹事長　久保木　亮介

９月１６日、三多摩ＬＯに場所をお借りして拡大幹事会を行いました。同事務所から多数の団員が、また、すぐ近くのひめしゃらＬＯからも杉井静子団員が参加されました。

１　情勢と団・関連団体の取り組み

おもに以下の内容で私から情勢の報告をし、意見交換をしました。

（１）国際情勢

・トランプ政権のＩＣＣ攻撃と日本政府の無批判。抗議の署名が短期間で１０万を超える等、世論が重要。

・ドイツ東部の州議会選でＡｆｄ（ドイツのための選択肢）が第１党。読売新聞が社説で「戦後の歩みを脅かす極右台頭」と懸念を表明。

（２）国政

・防衛予算の概算要求が過去最高の８兆８９０８億円を計上。年末の安全３文書改定を控え、防衛費の大幅増額に踏み出そうとしている。

・９月８日・朝日「米軍、嘉手納と普天間のＰＦＡＳ汚染源認める日本政府は公表せず」。在日米軍が２３年、嘉手納基地と普天間飛行場について汚染源の可能性が高いと日本政府に認めたが、日本政府は２５年に米側の回答を公表した際、立入調査拒否のみ公表し、汚染源の可能性が高いと認めたことは伏せた。

・浜岡原発の耐震データ不正問題を巡り、中電の林社長が引責辞任を表明

（３）沖縄県知事選

・９月１３日投票　投票率６１％　古瀬４２万３１２４票　玉木２７万６０６０票

・分析（以下、沖縄の加藤団員の改憲ＭＬでの報告に基づく）

１　辺野古新基地建設について　諦めムード、閉塞感。争点として受け止められず。他方、辺野古の事故を「大いに考慮」２４％「ある程度考慮」３７％

２　特に復帰後の世代では米軍基地ありきの社会。基地問題についての世代継承ができていない（平和教育といえば沖縄戦がメイン）。

３　経済といえば保守というイメージが定着。県政は何度も転換しており、保守県政だから経済が良くなったという事実はないが。国政の問題と地方自治の問題を切り分け、経済的な展望を示すことができていない。

４　運動を担う主体の問題　オール沖縄の弱体化が進み、国政では保守各党の支持が広がる（総選挙で参政党は７．８％得票、自民・中道に続く３位）

５　ＳＮＳでの大量の誹謗中傷の影響（それだけで大差で負けたのではないが）

２　三多摩法律事務所との交流

三多摩事務所の団員から、下記のご報告を頂きました。

（１）「永遠の化学物質『ＰＦＡＳ』と多摩地域の危機」（村松暁団員）

・難分解物質ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）による人体への甚大な健康被害リスク

・多摩地域における深刻な地下水汚染と隠蔽された実態

・日米地位協定の壁を越え、住民の「平穏生活権」を取り戻す政策形成訴訟の展望

２０２２年８月に結成された「多摩地域のＰＦＡＳ汚染を明らかにする会」（現「多摩地域のＰＦＡＳ汚染から命と健康を守る会」）による自主的血液検査による被害

実態の把握、井戸水や湧水の調査による汚染源は横田米軍基地ち推定されるが、基地内の実態調査が実現していないこと、被害の責任を問う集団訴訟の準備のため、知恵と力を集めなければならない段階にきています。そのことが浮き彫りになる報告でした。

（2）横田基地公害訴訟（吉田健一団員）

１９７６年に横田基地公害訴訟が提起されてから半世紀が経ちましたが、騒音被害は一向に解決していません。

２０２２年６月に、①午後７時から翌朝７時までの全ての航空機の飛行差止、②損害賠償（１カ月２万２千円）、③オスプレイの全面的飛行差止を求めて立川支部に提訴された第３次訴訟は、追加提訴も加え原告１４５９名、既に１０数回の弁論期日を重ねています。

各地で相次ぐ事故にもかかわらず、オスプレイの危険な訓練飛行と騒音被害は横田基地周辺で激化しており、いつ大事故が起きてもおかしくありません。日米両軍の一体化が進む中、在日米軍司令部のある横田基地の役割も強化されてきており、そこでの第３次訴訟の帰趨は基地をめぐる全国の闘いの中でも重要な位置を占めています。

秋からは原告本人尋問を通じて被害実態を明らかにする段階に入る同訴訟の現在についてご報告頂きました。

（3）サカイ引越センター事件（小林克信団員）

サカイ引越センターは、引越作業員やドライバーに対し「業績給」と称する出来高払制手当を多く設定し、基本給を６～７万円程度にして基礎賃金を低く抑え、さらに割増率を０．２５倍で計算し、極めて定額の割増賃金で月８０時間を超える長時間残業を行わせる実態がまん延させてきました。

しかし、２０２３年８月９日の東京地裁立川支部判決では原告３名に割増賃金等約９５０万円および付加金約６２０万円の全面勝訴判決が下され、２０２４年５月１５日の東京高裁判決も「配車指示による作業量等は労働者の成果と直接連動しない」として会社側の控訴を棄却しました（第１次訴訟）。現在、会社側の上告により最高裁判所に係属中です。

出来高払制が労使合意で自由に設定できるか（主観説：被告）、それとも賃金の客観的性格で決まるか（客観説：原告）が争点となっており、運送・引越業界全体に及ぼす影響が極めて大きい訴訟です。

その他、会社側が１次訴訟の控訴審判決直前に「過去１年分の精算金（数万～十数万円）」と引き換えに未払残業代（３００～４５０万円相当）を放棄させる「精算同意書」を従業員に書かせようと画策した件で、２０２４年８月に大阪地裁へ第２陣訴訟を提起し、２５年７月の裁判期日で同意書に基づく権利放棄の主張を断念させたこと、全国９箇所の労働基準監督署へ労基法違反の申告も行うなど、サカイの無法を許さず包囲する闘いをご報告頂きました。

（4）Ｇｏｏｇｌｅ事件（佐藤宙団員）

米国グーグルが２０２３年１月に世界規模で１万２０００人の人員削減を発表し、日本法人でも人員削減が行われることへの危機感から、同年２月に職場組合が発足、JMITU に加入しました。

同年３月冒頭に日本法人はメール１通で大勢の労働者に一方的な退職勧奨を開始。同月１６日までに退職合意書にサインをすれば一定の退職パーッケージを受け取って同年５月末退職となるが、応じなかった場合どうなるかは一切不明でした。

組合は日本法人に、人員削減の必要性にかかわる経営資料の開示、人員削減の規模・対象者の基準の開示、産休育休中に退職勧奨に応じた者への代償措置等を要求しまし

たが、会社はいずれも要求を拒否し、３回の団交を以て交渉の行き詰まりを理由に団交も拒否しました。
　これに対する様々な法的手続きのうち、とくに労働委員会事件（都労委⇒中労委）について報告頂きました。組合からの団交要求を３回目で拒否したこと、それに至る１回目、２回目の団交における不誠実団交、支配介入について救済を申し立てたものです。
　３回目の団交拒否と、１回目、２回目団交における説明拒否の大部分について不当労働行為として救済命令（ポストノーティス含む）が出されました。
　会社側が人選基準について明らかにしなかった点について、退職勧奨という方法を採り対象を選定しているのは米グーグルではなく日本法人なのだから、その基準の開示を拒んだことは不誠実である等、貴重な判断を勝ち取りました。
　他方で、組合側は、認められなかった一部不誠実団交と支配介入についての再審査を求めて、中労委に再審査請求を申立てています（会社側は再審査申立せず）。認められなかったのは、組合による会社施設・ツール利用拒否回答と、人員削減の必要性にかかわる経営資料の開示要求に応じなかったことの不当労働行為性等です。
　ストレートに相手にしたい米国グーグルを巻き込み切れない難しさのなか、奮闘が続いています。

　いずれも貴重な報告で、大変刺激を受けました。また、懇親会まで三多摩ＬＯの沢山の所員の方々にご参加いただき、楽しいひと時となりました。御礼申し上げます。
　今後も、団事務所に「出張」しての幹事会を年に２～３回は行う予定ですので、我こそはという事務所は手を、ぜひ挙げて頂ければと思います。